

能美市議会交際費支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、能美市議会が市議会及び市政の円滑な運営のために、交際上必要な経費を支出するにあたり、一層の透明化を図るため、能美市議会交際費（以下「議会交際費」という。）の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第 2 条 議会交際費の支出の目的及び相手方については、社会通念上妥当と認められる範囲内でなければならない。

2 対外的な交際において議会交際費を支出する場合は、議長又はその代理人 1 人が市議会を代表して交際する場合に限る。ただし、議長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(支出の区分及び基準額)

第 3 条 議会交際費の支出は、次の各号に掲げる経費について、当該各号の基準に従い、支出するものとする。

(1) 会費 次に定める区分における金額とする。

ア 所属する団体等において年会費等として要する経費

① 当該団体等において定める額

イ 民間有識者や各種団体との意見交換、情報収集を目的として開催される会合等の飲食に要する経費であっては、参加者 1 人につき 1 万円を限度額とする。

ウ 団体等の懇親会等への参加に要する経費

① 当該懇親会等において会費の額が定められているとき・・・当該会費の額

② 当該懇親会等において会費の額が定められていないとき・・・懇親会等の目的、形式、会場等を考慮した金品とし、参加者 1 名につき 1 万円を限度額とする。

(2) 弔慰金 市政関係者及びその親族の葬儀、法要時における香典（金、供花）であって、香典金にあつては、1 件につき 2 万円を限度額とし、供花については社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

(3) 祝金、祝品及び記念品 各種祝賀会などへの祝金、祝品、記念品は、1 件につき 1 万円を限度額とする。

(4) 見舞金（品） 市政関係者の病気見舞は 1 件につき 1 万円を限度額とし、災害・事故等の見舞品については、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額とする。

(5) 賛助金（激励・餞別費等）

賛助金は、平和運動、ボランティア活動、その他民間団体等が行う事業等で、その趣旨、目的等が公共的または公益的なものについて支出し、1件につき2万円を限度とする。

(6) その他

消耗品を含め渉外等に必要な経費又は議長が特に必要と認めた場合に係る経費で、実費相当額又は社会通念上妥当と認められる経費

2 前項の規定にかかわらず、地域的な慣習や市議会の円滑な運営上特に必要と認められる場合は、基準額を変更することができる。

（議会交際費の不支出）

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものはこれを支出しない。

（公表の方法）

第5条 議会交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月15日までに能美市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 前項の規定により公表する内容は、支出区分、件数及び金額とする。

（改正）

第6条 この要綱は、社会経済状況の変化等を十分考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日議会告示第2号）

この告示は、公表の日から施行する。